

音楽録画製品管理条例

2011年3月19日 改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

音楽録画製品管理条例

(2001年12月25日中華人民共和国国务院令第341号公布 2011年3月19日付『「音楽録画製品管理条例」の改正に関する国务院の決定』に基づき改正)

第1章 総則

第1条

音楽録画製品に対する管理を強化し、音楽録画業の順調な発展、繁栄を促進し、人民大衆の文化生活を豊かにし、社会主義的精神文明と物質文明の確立を促進するために、本条例を制定する。

第2条

本条例は、内容を内蔵した録音テープ、録画テープ、レコードディスク、レーザーディスク(CD)、レーザー録画ディスク(VCD)などの音楽録画製品の出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売、賃貸などの活動に適用する。

音楽録画製品が放送、テレビ番組に用いられる場合は、放送、テレビ番組に関する法律、行政法規を適用する。

第3条

音楽録画製品の出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売、賃貸などを行う場合は、憲法および関係法律、法規を遵守しなければならない、人民に奉仕し社会主義に奉仕する方向を堅持し、経済発展および社会進歩に有益な思想、道徳、科学技術と文化知識を伝播しなければならない。

音楽録画製品に次の内容を有することは禁止される。

- (1) 憲法に定められている基本原則に反すること。
- (2) 国家の統一、主権および領土の完全性に危害を及ぼすこと。
- (3) 国家の秘密を漏洩し、国家の安全に危害を及ぼし、または国家の栄耀および利益を損害すること。
- (4) 民族遺恨、民族差別を扇動し、民族団結を破壊し、または民族風俗、習慣を侵害すること。
- (5) 邪教および迷信を宣伝すること。
- (6) 社会秩序を攪乱し、社会の安定を破壊すること。
- (7) わいせつ、賭博、暴力または犯罪示唆を宣伝すること。
- (8) 他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的權益を侵害すること。
- (9) 社会良俗または民族の優秀な文化伝統に危害を及ぼすこと。
- (10) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を有すること。

第4条

国务院の出版行政主管部門は全国の音楽録画製品の出版、製作、複製、輸入、卸売、小売および賃貸活動に対する監督管理に責任を負う。国务院文化行政部門は全国の音楽録画製品の輸入、卸売り、小売および賃貸活動に対する監督管理に責任を負う。国务院のその他の関係行政部門は国务院の定める職責区分に基づき関係する音楽録画製品の経営活動に対する監督管理に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の出版管理を行う行政主管部門(以下、出版行政主管部門と略称する)は、本行政区域内の音楽録画製品の出版、製作、複製、輸入、卸売、小売および賃貸活

動に対する監督管理に責任を負う。県級以上の地方人民政府のその他の関係部門は、各自の職責範囲において、関係する音楽録画製品の経営活動に対する監督管理に責任を負う。

第5条

国は音楽録画製品の出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売などの活動に対して許可制度を実施する。許可を得ていない場合は、いかなる組織または個人も音楽録画製品の出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売などを行う業務に従事してはならない。

本条例により発行した許可証および認可書類は、賃貸、賃借、販売またはその他のいかなる形式によっても譲渡してはならない。

第6条

国务院の出版行政主管部門は、音楽録画業の発展計画の制定に責任を負い、全国の音楽録画製品の出版組織、音楽録画製品の複製組織の総数、構成、配置を確定する。

第7条

音楽録画製品経営活動に対する監督管理部門およびその職員は、音楽録画製品経営活動に従事したまたは変則的に従事してはならず、音楽録画製品経営組織の経営活動に参加したまたは変則的に参加してはならない。

第二章 出版

第8条

音楽録画製品出版組織を設立するには、次の条件を備えなければならない。

- (1) 音楽録画製品出版組織の名称、定款を有すること。
- (2) 国务院の出版行政部門が認定する主管組織または主管部門を有すること。
- (3) 確定された業務範囲を有すること。
- (4) 業務範囲に適応できる組織組織および国家の規定する資格条件に符合する音楽録画製品出版専門要員を有すること。
- (5) 業務範囲に適応できる資金、設備および作業場所を有すること。
- (6) 法律、行政法規が定めるその他の条件を有すること。

音楽録画製品出版組織を審査、認可するにあたり、前項に記載する条件に従うほかに、音楽録画製品出版組織の総量、構成、配置などに関する計画に合致しなければならない。

第9条

音楽録画製品出版組織を設立するときは、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の出版行政部門に申請を提出しなければならない。省、自治区、直轄市人民政府の出版行政部門の審査同意を経た後、国务院の出版行政部門に報告し審査承認を求める。国务院出版行政主管部門は申請を受理した日から60日以内に、認可または不認可の決定を行わなければならない。申請者に通知する。認可した場合は、「音楽録画製品出版許可証」を発行し、申請者は「音楽録画製品出版許可証」を持参して工商行政管理部門で登記を行い、法により営業許可証を受領する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

申請書には次の事項が明記されていなければならない。

- (1) 音楽録画製品出版組織の名称、所在地。
- (2) 音楽録画製品出版組織の主管組織および主管部門の名称、所在地。
- (3) 音楽録画製品出版組織の法定代表者または主要責任者の名称、住所、資格証明書類。

(4)音楽録画製品出版組織の資金拠出者および金額。(3)出版組織の法定代表者または主要責任者の名称、住所、資格証明書類。

第10条

音楽録画製品出版組織が名称、主管組織または主管部門、業務範囲を変更し、またはその他の音楽録画製品出版組織を兼営し、或いは合併、分割により新しい音楽録画製品出版組織を設立する場合は、本条例第9条の規定に基づき審査承認手続きを行わなければならない、かつ元の登記の工商行政管理部門で相応の登記手続きを行わなければならない。

音楽録画製品出版組織が所在地、法定代表者または主要責任者を変更し、またはその出版活動を終了させる場合は、元の登記の工商行政管理部門で相応の登記変更または登記抹消を行わなければならない、かつ国务院出版行政部門に届け出なければならない。

第11条

音楽録画製品出版組織の年度出版計画および国家安全、社会安定などに関する重大な項目については、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の出版行政部門の審査を経た後、国务院出版行政部門に届け出なければならない。重大な項目につき出版する前に届け出の手続きをしていないものは、出版してはならない。

第12条

音楽録画製品出版組織はその出版する音楽録画製品およびその包装の目立つところに出版組織の名称、所在地、および音楽録画製品の出版番号、出版期日、著作権者などの事項を明記しなければならない。音楽録画製品を輸入して出版する場合は、輸入許可番号を明記しなければならない。

音楽録画組織は国家の関係規定に基づき、国家図書館、中国版本図書館および国务院出版行政部門に無料で出版物の見本を届けなければならない。

第13条

音楽録画製品出版組織はいかなる組織または個人にも、本組織の名称を賃貸、賃借、販売、またはその他の形式で譲渡してはならず、いかなる組織または個人も、本組織の出版番号を販売、またはその他の形式で譲渡してはならない。

第14条

いかなる組織または個人も音楽録画製品出版組織の名称を購入、賃借、借用、無断使用し、または出版番号を購入、偽造等によって音楽録画製品出版活動に従事してはならない。

図書出版社、新聞社、雑誌社、電子出版物出版社などは、本出版物に配合する音楽録画製品でないものを出版してはならない。但し、国务院出版行政部門の規定により本出版物に配合する音楽録画製品を出版することはでき、かつ音楽録画製品出版組織に準じて権利を享有し義務を負う。

第15条

音楽録画製品出版組織は香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区または外国の組織、個人と協力して音楽録画製品を製作することができる。具体的方法は国务院出版行政部門が定める。具体的な管理規則は国务院出版行政部門が定める。

第16条

音楽録画製品出版組織は編集者責任制を実行し、音楽録画製品に掲載される内容が本条例の規定に符合することを保障する。

第17条

音楽録画製品出版組織以外の組織が音楽録画製品の製作業務に従事する独立組織(以下、音楽録画製品組織と略称する)を設立する申請をした場合は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の出版行政部門の審査承認を経なければならない。省、自治区、直轄市人民政府の出版行政部門は申請を受理した日から60日以内に、認可または不認可の決定を行わなければならない。かつ申請者に通知する。認可した場合は、「音楽録画製品製作許可証」を発行し、申請者は「音楽録画製品製作許可証」を持って工商行政管理部門で登記を行い、法により営業許可証を受領する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。放送、テレビ番組などの制作経営組織の設立にあたっては、関係法律、行政法規の規定に基づき処理する。

申請書には次の事項が明記されていなければならない。

- (1) 音楽録画製品製作組織の名称、所在地。
- (2) 音楽録画製品製作組織の法定代表者または主要責任者の名称、住所、資格証明書類。
- (3) 音楽録画製品製作組織の資金の出所及び金額。

音楽録画製品製作組織の設立を審査する場合は、前項に記載する条件に従うほか、音楽録画製品製作組織の総量、構成、配置などの要素を考慮しなければならない。

第18条

音楽録画製品製作組織が名称、業務範囲を変更し、またはその他の音楽録画製品製作組織を吸収合併し、或いは合併、分割により新しい音楽録画製品製作組織を設立する場合は、本条例第17条の規定に基づき審査承認手続きを行わなければならない。かつ元の登記の工商行政管理部門で相応の登記手続きを行わなければならない。

音楽録画製品製作組織が所在地、法定代表者または主要責任者を変更し、またはその製作営業活動を終了させる場合は、元の登記の工商行政管理部門で相応の登記変更または登記抹消を行わなければならない。かつ省、自治区、直轄市人民政府の出版行政部門に届け出なければならない。

第19条

音楽録画製品出版組織は音楽録画製品製作許可証を持っていない組織に音楽録画製品の製作を委託してはならない。

音楽録画製品製作組織が音楽録画製品製作の委託を受ける場合は、国家の定めにより製作委託契約を締結しなければならない。委託者とする出版組織の音楽録画製品出版許可証または原版出版物の証明および出版組織が捺印した音楽録画製品製作委託書を確認しなければならない。

音楽録画製品製作組織は音楽録画製品の出版、複製、卸売り、小売をしてはならない。

第3章 複製

第20条

音楽録画製品複製組織を設立するには、次の条件を備えなければならない。

- (1) 音楽録画製品複製組織の名称、定款を有すること。

- (2) 確定された業務範囲を有すること。
- (3) 業務範囲に適応できる組織組織および専門要員を有すること。
- (4) 業務範囲に適応できる資金、設備および作業場所を有すること。
- (5) 法律、行政法規が定めるその他の条件を有すること。

音楽録画製品複製組織を審査、認可するにあたり、前項に記載する条件に従うほかに、音楽録画製品複製組織の総量、構成、配置などに関する計画に合致しなければならない。

第21条

音楽録画製品複製組織を設立するときは、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の出版行政部門の審査同意を経た後、国务院の出版行政部門に報告し審査承認を求める。国务院出版行政主管部門は申請を受理した日から60日以内に、認可または不認可の決定を行わなければならない。申請者に通知する。認可した場合は、「複製経営許可証」を発行し、申請者は「複製経営許可証」を持って工商行政管理部門で登記を行い、法により営業許可証を受領する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

申請書には次の事項が明記されていなければならない。

- (1) 音楽録画製品複製組織の名称、所在地。
- (2) 音楽録画製品複製組織の法定代表人または主要責任者の名称、住所。
- (3) 音楽録画製品複製組織の資金の出所及び金額。

第22条

音楽録画製品複製組織が業務範囲を変更し、又はその他の音楽録画製品複製組織を兼営し、或いは合併、分割により新しい音楽録画製品複製組織を設立する場合は、本条例第21条の規定に基づき審査承認手続きを行わなければならない。かつ工商行政管理部門で相応の登記手続きを行わなければならない。

音楽録画製品複製組織が名称、所在地、法定代表人または主要責任者を変更し、またはその複製営業活動を終了させる場合は、元の登記の工商行政管理部門で相応の登記変更または登記抹消を行わなければならない。かつ国务院の出版行政部門に届け出なければならない。

第23条

音楽録画製品複製組織が音楽録画製品複製の委託を受ける場合は、国家の定めにより委託者の出版組織と複製委託契約を締結しなければならない。委託者とする出版組織の「音楽録画製品出版許可証」および「営業許可証」の副本ならびに捺印した音楽録画製品複製委託書と出版組織の取得した授權書を確かめなければならない。委託を受け複製する音楽録画製品が非売品である場合は、委託者の身分証明と委託者の発行した音楽録画製品非売品複製委託書を確かめなければならない。

音楽録画製品複製組織は音楽録画製品の複製を終了した日から2年以内に委託契約、複製した音楽録画製品の見本および確かめた関係証明書類の副本を保存し検査を受けなければならない。

第24条

音楽録画製品複製組織は音楽録画製品出版組織でないに組織または個人の委託を受け営利目的による音楽録画製品の複製をしてはならず、勝手に音楽録画製品の複製をしてはならず、音楽録画製品の卸売り、小売をしてはならない。

第25条

レーザーディスクの複製業務に従事する音楽録画製品複製組織はレーザーディスクの複製をするときは、必ず国务院出版行政部門が発行したレーザーデータ内蔵カード識別コードを帯びる製作模型を使わなければならない。

第26条

音楽録画製品複製組織は外国音楽録画製品の複製に関する委託を受ける場合は、省、自治区、直轄市人民政府の出版行政主管部門の認可を受け、かつ著作権者の授權書を持って法により著作権行政部門で登記を行わなければならない。複製した音楽録画製品は全品外国へ輸出しなければならない、国内で発行してはならない。

第4章 輸入

第27条

音楽録画製品の輸入業務は、国务院出版行政主管部門に認可された音楽録画製品の輸入営業組織が取り扱う。その認可を得ていない場合は、いかなる組織または個人も音楽録画製品の輸入業務に従事してはならない。

第28条

出版のために輸入される音楽録画製品、卸売り、小売、賃貸のために輸入される音楽録画製品は、国务院出版行政主管部門に報告し内容審査を求めなければならない。

国务院出版行政主管部門は音楽録画製品の内容審査に関する申請を受け取った日から30日以内に、許可または不許可の決定を行わなければならない、かつ申請者に通知する。許可した場合は、許可書を発行し、許可しない場合は、理由を説明しなければならない。

出版のために音楽録画製品を輸入する組織、または音楽録画製品輸入営業組織は、国务院出版行政主管部門の許可書を持って税関で輸入手続を行わなければならない。

第29条

出版のために音楽録画製品を輸入する場合は、その著作権事項につき国务院著作権行政部門で登記を行わなければならない。

第30条

研究、教学の参考に用いるための音楽録画製品を輸入する場合は、音楽録画製品の輸入営業組織に委託し本条例第28条の規定により取り扱う。

展覧、展示のために輸入する音楽録画製品は、国务院出版行政主管部門の許可を得て税関で臨時の輸入手続を行わなければならない。

本条例の規定により輸入する音楽録画製品は、営利目的による複製、卸売り、小売、賃貸または放映をしてはならない。

第5章 卸売り、小売および賃貸

第31条

音楽録画製品の卸売り、小売を行う組織を設立するには、次の条件を備えなければならない。

- (1) 音楽録画製品の卸売り、小売どを行う組織の名所、定款を有すること。
- (2) 確定された業務範囲を有すること。
- (3) 業務範囲に適応できる組織組織および専門要員を有すること。
- (4) 業務範囲に適応できる資金、場所を有すること。
- (5) 法律、行政法規が定めるその他の条件を有すること。

第32条

音楽録画製品の卸売り組織を設立する場合は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府出版行政主管部門に報告し審査承認を求めなければならない。音楽録画製品の卸売業務に従事することを申請する場合は、県級の地方人民政府出版行政主管部門に報告し審査承認を求めなければならない。出版行政主管部門は申請書を受理した日から30日以内に、認可または不認可の決定を行わなければならない、かつ申請者に通知する。認可した場合は、「出版物経営許可証」を発行し、申請者は「出版物経営許可証」を持って工商行政管理部門で登記を行い、法により営業許可証を受領する。認可しない場合は、理由を説明しなければならない。

「出版物経営許可証」には音楽録画製品の経営活動の種類が明記されていなければならない。

第33条

音楽録画製品の卸売り、小売を行う組織が名称、業務範囲を変更し、またはその他の音楽録画製品の卸売り、小売を行う組織を兼営し、或いは合併、分割により新しい音楽録画製品の卸売り、小売を行う組織を設立する場合は、本条例第32条の規定に基づき審査承認手続きを行わなければならない、かつ元の登記の工商行政管理部門で相応の登記手続きを行わなければならない。

音楽録画製品の卸売り、小売を行う組織が所在地、法定代表者または主要責任者を変更し、またはその営業活動を終了させる場合、或いは音楽録画製品の卸売の業務に従事する個人事業主が業務範囲、住所を変更しまたはその営業活動を終了させる場合は、元の登記の工商行政管理部門で相応の登記変更または登記抹消を行わなければならない、かつ元の出版行政主管部門に届け出なければならない。

第34条

音楽録画製品出版組織は国家の関係規定に基づき本組織の出版する音楽録画製品の卸売り、小売をすることができる。非本組織の出版する音楽録画製品の卸売り、小売をする場合は、本条例第32条の規定に従い審査承認手続きを行わなければならない、かつ元の登記の工商行政管理部門で相応の登記手続きを行わなければならない。

第35条

国は音楽録画製品の発行業務に従事する中外合作経営企業を設立することを許可する。

第36条

音楽録画製品の卸売り組織、音楽録画製品の卸売、賃貸などを行う業務に従事する個人事業主は、音楽録画製品出版組織でないものが出版した音楽録画製品、または音楽録画製品複製組織でないものが複製した音楽録画製品を販売してはならず、国务院出版行政主管部門の認可を得ずに輸入した音楽録画製品を販売してはならず、他人の著作権を侵害する音楽録画製品を販売してはならない。

第6章 罰則

第37条

出版行政主管部門またはその他の関係行政部門およびその職員が職務の便宜を利用し他人の財物または利益を受領して法定の設立条件に合致しない音楽録画製品出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売を行う組織の設立を認可し、または監督職責を履行せず、違法行為を発見しても検査処理を行わずに重大な結果を来たした場合は、責任を負う主管者および直接責任者に対し法により降級ひいては免職処分とする。犯罪を構成する場合は、刑法の収賄罪、職権乱用罪、職務怠慢罪またはその他の犯罪に関する規定により刑事責任を追及する

第38条

音楽録画製品営業活動に対する監督管理部門の職員が音楽録画製品営業活動に従事し、または変則的に音楽録画製品営業活動に従事した場合、或いは音楽録画製品営業組織の経営活動に参加し、または変則的に音楽録画製品営業組織の経営活動に参加した場合は、法により降級または免職の処分とする。

音楽録画製品営業活動に対する監督管理部門が前項の行為をなした場合は、責任を負う主管者および直接責任者に対して前項の規定により処分する。

第39条

認可を得ずに勝手に音楽録画製品出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売を行う組織を設立し、または勝手に音楽録画製品出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売を行う業務に従事した場合は、出版行政主管部門、工商行政管理部門は法定の職権により取り締まり、かつ刑法の不法経営罪に関する規定により刑事責任を追及する。刑事処罰に達しない場合は、不法に営む音楽録画製品、違法所得、および違法活動に用いた専用道具、設備を没収し、違法経営金額が1万元を超えたものに対しては、違法経営金額の5倍以上10倍以下の過料に処す。違法経営金額が1万元未満である場合は、5万元以下の過料に処することができる。

第40条

本条例第3条第2項に禁止された内容を有する音楽録画製品を出版し、または本条例第3条第2項に禁止された内容が音楽録画製品であることを知り、または知るべきでありながら、製作、複製、卸売り、小売、賃貸、放映した場合は、刑法の関係規定により刑事責任を追及する。刑事処罰に達しない場合は、出版行政主管部門、公安部門が各自の職権により業務停止整顿を命じ不法に営む音楽録画製品、違法所得を没収し、違法経営金額が1万元を超えた場合は、違法経営金額の5倍以上10倍以下の過料を処す。違法経営金額が1万元未満である場合は、5万元以下の過料に処することができる。情状が深刻な場合は、元の認可機関が許可証を取り消す。

第41条

音楽録画製品を密輸した場合は、刑法の密輸罪に関する規定により刑事責任を追及する。刑事処罰に達しない場合は、税関が税関法の規定により行政処罰を行う。

第42条

以下に記載する行為の一つに該当する場合は、出版行政主管部門が違法行為の停止を命じ、警告し、かつ、不法に営む音楽録画製品、違法所得を没収し、違法経営金額が1万元を超

えた場合は、違法経営金額の5倍以上10倍以下の過料に処す。違法経営金額が1万元未満である場合は、5万元以下の過料に処することができる。情状が深刻な場合は、期限を定めて営業停止整頓を命じ、または元の認可機関が許可証を取り消す。

(1) 音楽録画製品出版組織がその他の組織、個人に本出版組織の名称を賃貸、賃借、販売またはその他の形式で譲渡し、或いは本組織の出版番号を販売またはその他の形式で譲渡すること。

(2) 音楽録画製品出版組織が「音楽録画製品製作許可証」を取得していない組織に委託して音楽録画製品を製作し、または「複製許可証」を取得していない組織に委託して音楽録画製品を複製すること。

(3) 音楽録画製品出版組織が国务院出版行政主管部门の許可を得ずに勝手に音楽録画製品を輸入すること。

(4) 音楽録画製品製作組織、音楽録画製品複製組織が本条例の規定に基づき音楽録画製品出版組織の委託書、関係証明書などを検証しないこと。

(5) 音楽録画製品複製組織が勝手に他人の音楽録画製品を複製し、または音楽録画製品出版組織でない組織、個人の委託を受け営利目的の音楽録画製品を複製し、或いは許可を得ずに音楽録画製品を複製すること。

第43条

音楽録画製品出版組織が国家の関係規定に違反して香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区または外国の組織、個人と協力して音楽録画製品を製作する場合、音楽録画製品複製組織が国家の関係規定に違反して省、自治区、直轄市人民政府出版行政 部門の審査同意を得ずに委託を受け外国の音楽録画製品を複製したか、または複製した外国の音楽録画製品を外国へ輸出しない場合は、省、自治区、直轄市人民政府出版行政主管部门が是正を命じ、かつ不法に営む音楽録画製品、違法所得を没収し、違法経営金額が1万元を超えた場合は、違法経営金額の5倍以上10倍以下の過料に処す。違法経営金額が1万元未満である場合は、5万元以下の過料に処することができる。情状が深刻な場合は、元の認可機関が許可証を取り消す。

第44条

以下に記載する行為の一つに該当する場合は、出版行政部門が是正を命じ、警告する。情状が深刻な場合は、さらに営業禁止、整頓を命じ、または元の認可機関が許可証を取り消す。

(1) 音楽録画製品出版組織がその年度出版計画および国家安全、社会安定などに関する重大な項目を国务院出版行政主管部门に届け出ないこと。

(2) 音楽録画製品の出版、製作、複製、卸売り、小売を行う組織が名称、業務範囲、法定代表者または主要責任者、業務範囲を変更する場合に、本条例の規定に基づき審査承認、届け出の手続きを行わないこと。

(3) 音楽録画製品出版組織がその出版した音楽録画製品およびその包装の目立つところに本条例の定める内容を明記していないこと。

(4) 音楽録画製品出版組織が本条例の規定に基づきその見本を送付しないこと。

(5) 音楽録画製品出版組織が本条例の規定に基づき審査に必要とされる資料を保存しないこと。

(6) レーザーディスクの複製業務に従事する音楽録画製品複製組織がレーザーディスクの複製をするときに、国务院出版行政主管部门が発行したレーザデータ内蔵カード識別コードを帯びる製作模型を使わないこと。

第45条

以下に記載する行為の一つに該当する場合は、出版行政主管部門が違法行為の停止を命じ、警告し、かつ、不法に営む音楽録画製品、違法所得を没収し、違法経営金額が1万元を超えた場合は、違法経営金額の5倍以上10倍以下の過料に処す。違法経営金額が1万元未満である場合は、5万元以下の過料に処することができる。情状が深刻な場合は、期限を定めて営業停止整頓を命じ、または元の認可機関が許可証を取り消す。

(1) 音楽録画製品出版組織でないものが出版した音楽録画製品、音楽録画製品複製組織でないものが複製した音楽録画製品を卸売り、小売、賃貸、放映すること。

(2) 国务院出版行政主管部門の許可を得ずに輸入した音楽録画製品を卸売り、小売、賃貸、放映すること。

(3) 研究、教学の参考に用い、または展覧、展示に用いる音楽録画製品を卸売り、小売、賃貸、放映すること。

第46条

組織が本条例の規定に違反したことで許可証を取り消す処罰を受けた場合は、工商行政管理部門で登記変更または登記抹消の手続きをしなければならない。期限を過ぎてもその手続きをしない場合は、工商行政管理部門がその営業許可証を取り消す。

第47条

組織が本条例の規定に違反したことで許可証を取り消す処罰を受けた場合は、その法定代表者または主要責任者は許可証が取り消され日から10年以内は音楽録画製品の出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売を行う組織の法定代表者または主要責任者を担当してはならない。

音楽録画製品のの小売を行う業務に従事する個人事業主が本条例の規定に違反したことで許可証を取り消す処罰を受けた場合は、許可証が取り消された日から10年以内は音楽録画製品のの小売どを行う業務に従事してはならない。

第48条

本条例により実施する行政処罰は、関係法律、行政法規の規定に従い、科料に関する決定と科料の徴収を分離させなければならない。徴収した科料は全額国庫に納めなければならない。

第7章 付則

第49条

本条例第35条を除き、電子出版物の出版、製作、複製、輸入、卸売り、小売などの活動に本条例を適用する。

第50条

本条例により許可証を発行するときは、法定基準により審査、登記手数料を徴収するほかは、その他のいかなる料金も徴収しない。

第51条

本条例は2002年2月1日より施行する。1994年8月25日国务院が公布した「音楽録画製品管

理条例」は同時に廃止とする。